

1 . 用地調査等に着手する段階での説明会

(1) 説明会の目的

用地調査等に着手する段階での説明会の目的は、土地の所有者等の権利者から用地調査等の承諾を得ることである。

(2) 説明内容

用地調査等の目的、実施方法、実施時期等を説明することに加え、補償の概要、用地交渉の開始時期、税金関係等の説明を行う。また、具体的な説明として、幅杭の設置の方法・時期について、土地の境界立会の方法・時期・依頼について及び物件調査の方法・時期・依頼について、がある。

(3) 留意事項

- ① 説明会の開催日時、開催場所等について、あらかじめ地元市町村と調整を行う。
- ② 当該説明会は、用地事務として初めて権利者等と接触する機会であり、今後の用地交渉を踏まえ、丁寧に接する。

2 . 用地交渉に着手する段階での説明会

(1) 説明会の目的

用地交渉に着手する段階での説明会の目的は、多くの権利者に共通する補償内容等について説明することである。また、補償等における基本事項を説明し、公平性を理解してい

ただき、円滑な事業の遂行への協力を求めることも目的に含まれる。

(2) 説明内容

- ① 損失補償基準について
- ② 土地価格について
- ③ 建物等物件移転補償について
- ④ その他通損補償について
- ⑤ 営業補償について
- ⑥ 消費税の取扱いについて
- ⑦ 収用交換等の場合の課税の特例について
- ⑧ 補償契約手続等について
- ⑨ 用地交渉の進め方について等

(3) 留意事項

- ① 事業計画についての説明を権利者等から求められることがあるため、計画担当者も説明会に参加する。
- ② 個別的な補償内容等については、説明会ではなく、後日個別に説明を行うものとする。
- ③ 誰が説明会に参加したかについて、最初の用地交渉相手となる可能性があるため、権利者名簿に基づき必ず確認すること。
- ④ 説明会の開催日時、開催場所等について、地元市町村と調整を行う。

(20 字 × 30 行 = 600 字 / 頁)

(※ 事務局において誤字等一部修正)